

嘉麻市政治倫理条例の一部を改正する条例

嘉麻市政治倫理条例（平成18年嘉麻市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号オ中「(ただし、市長を除く提出義務者にあつては、1件当たり50万円未満のものを除く。)」を削り、同号キ中「額面金額及びその株数」を「株数及び時価総額」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

委員会提出議案第1号参考

嘉麻市政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 略</p> <p>(資産等報告書の記載事項)</p> <p>第9条 資産等報告書には、次に掲げる事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 資産 ただし、固定資産にあつては評価証明書、預貯金にあつては残高証明書を添付</p> <p>ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額</p> <p>イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額</p> <p>ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種類、契約期日及び契約価額</p> <p>エ 動産 価額が50万円以上の動産の種類、数量、取得の時期及び価額(ただし、生活に通常必要な家具、じゅう器及び衣類を除く。)</p> <p>オ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額、定期預金の預金日及び満期日</p> <p>カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類及び数量、信託の時期及び価額</p> <p>キ 有価証券 公債、社債、株券、出資その他の有価証券の明細、取得の時期及び価額(株券にあつては株数及び時価総額)</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>(資産等報告書の記載事項)</p> <p>第9条 資産等報告書には、次に掲げる事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 資産 ただし、固定資産にあつては評価証明書、預貯金にあつては残高証明書を添付</p> <p>ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額</p> <p>イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額</p> <p>ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種類、契約期日及び契約価額</p> <p>エ 動産 価額が50万円以上の動産の種類、数量、取得の時期及び価額(ただし、生活に通常必要な家具、じゅう器及び衣類を除く。)</p> <p>オ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額、定期預金の預金日及び満期日(ただし、市長を除く提出義務者にあつては、1件当たり50万円未満のものを除く。)</p> <p>カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類及び数量、信託の時期及び価額</p> <p>キ 有価証券 公債、社債、株券、出資その他の有価証券の明細、取得の時期及び価額(株券にあつては額面金額及びその株数)</p>

委員会提出議案第1号参考

嘉麻市政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表

<p>ク ゴルフ会員権 ゴルフ場等の名称、取得の時期及び価額</p> <p>ケ 貸付金及び借入金 市長を除く提出義務者にあつては、1件につき50万円以上の貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額</p> <p>コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額(ただし、金銭保証については、市長を除く提出義務者にあつては、同一人に対し総額50万円未満のものを除く。)</p> <p>サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第10条～第23条 略</p>	<p>ク ゴルフ会員権 ゴルフ場等の名称、取得の時期及び価額</p> <p>ケ 貸付金及び借入金 市長を除く提出義務者にあつては、1件につき50万円以上の貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額</p> <p>コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額(ただし、金銭保証については、市長を除く提出義務者にあつては、同一人に対し総額50万円未満のものを除く。)</p> <p>サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第10条～第23条 略</p>
---	---